

調剤基本料と薬剤服用歴管理記録の活用について

当薬局は、患者ごとに服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴管理記録」を作成しています。

薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認すると共に、複数の医療機関から薬剤が処方されている場合には、薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしているため、調剤管理料と服薬管理指導料を算定しています。

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです

調剤基本料Ⅰ

後発医薬品調剤体制加算Ⅱ

医療DX推進体制整備加算

